

第1章 学校における安全教育の展開

第1節 学校安全について



『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育
→ P.10 ~ 12 参照

学校安全とは

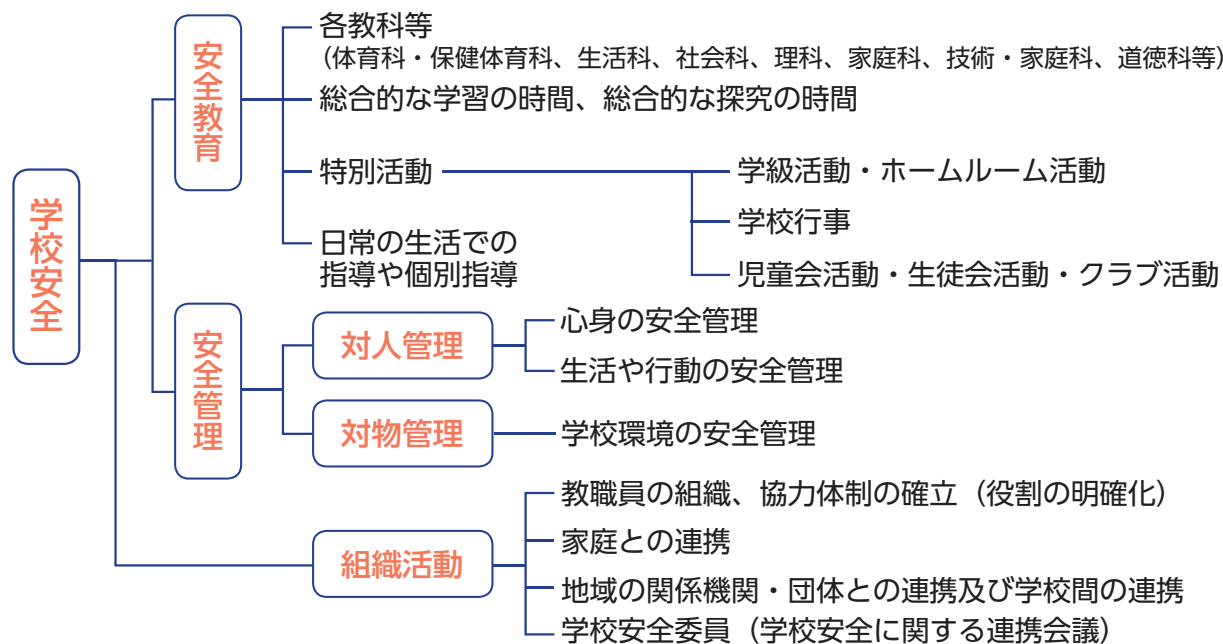
学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることです。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義）」の3つの領域が挙げられますが、児童生徒等を取り巻く環境の変化などから

従来想定されていなかった新たな危険事象にも対応していく必要があります。

また、学校安全の活動は、下記の【資料1】のように「安全教育」と「安全管理」が両輪となっており、両者を効果的に一体的に進めるには、相互に関連付けて組織的に行う「組織活動」が重要となります。課題によっては、生徒指導や学校保健等の関連領域と連携し学校安全の活動を充実させる必要があります。

【資料1】学校安全の体系



第2節 学校安全計画について



『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育
→ P.19 ~ 22 参照

学校安全計画とは

学校安全計画は、学校保健安全法第27条により、全ての学校で策定し、実施することが義務付けられているものです。

学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込ま

れる内容と安全管理の内容（学校施設の安全点検計画、通学路の安全等）とを関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画となるよう作成することが大切です。

【参考】学校安全計画策定の法的根拠

学校保健安全法

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

学校安全計画策定の留意点

- 学校の実情や地域の特性を踏まえ、学校安全に関する基本的な方針を明確にして計画を策定します。
- 学校安全計画は、次の3点の趣旨等を踏まえ立案することが大切です。
 - ①安全管理を計画的、合理的かつ円滑に実施する
 - ②安全教育において年間を通じて指導すべき内容を整理して位置づけることにより、系統的・体系的な安全教育を実施する
 - ③安全教育・安全管理・組織活動と調整を図り、一体的に実施する
- 学校安全計画の策定の過程から学校医等の助言を得るとともに、各学校の学校安全の運営方針や指導の重点事項、取組のねらい・内容等について全教職員の共通理解が図られるよう配慮することが大切です。
- 保護者や地域住民、関係機関・関係団体等と連携・協働し、学校安全計画の内容について協議への参画を依頼したり、計画の内容を周知することも大切です。

学校安全計画の見直しについて

児童生徒等の安全を守るための取組が適切に行われるようにするためには、計画（PLAN）—実施（DO）—評価（CHECK）—改善（ACTION）のPDCAサイクルの中で、定期的に取り組状況を振り返り、点検し、次の対策につなげていくことが大切です。

【振り返りの視点例】

- ・安全教育や訓練等計画に記載された事項の実施状況
- ・学校の実情や地域の特性を踏まえた実践的な職員研修の実施状況
- ・実際の訓練結果の活用や反映
- ・内容や手段及び学校内の取組体制
- ・ヒヤリハットや日々の活動を通して得られる情報（校内でのけがの発生件数等）
- ・保護者、地域、関係機関・関係団体等との連携体制
- ・全国各地において発生する様々な事故等に関する情報
- ・自校を取り巻く安全上の課題やその対策
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの提供する学校事故に関する情報
- ・保護者・地域・外部専門家からの助言

学校安全計画に盛り込む内容(例)

学校安全計画には、学校や地域の実情等を踏まえ、安全教育、安全管理（安全点検含む）、組織活動（職員研修含む）に関して、具体的に下記のような内容を盛り込むことが考えられます。

また、学校安全に関して、学校の実情や課題、地域の特性、目標、運営方針、指導の重点、保護者・地域との連携、評価の具体項目等、全体計画を作成しておくことも大切です。

安全教育に関する事項

(1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(2) 学年別・月別の指導事項

① 特別活動における指導事項

・学級活動（ホームルーム活動）における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）

・学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項

・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項

② 課外における指導事項

③ 個別指導に関する事項

(3) その他必要な事項

「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

学校安全計画例（小学校） ※学級活動の欄 ○…1単位時間程度の指導 …短い時間の指導

項目	4	5	6	7・8	9	
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を通じよう	梅雨時の安全な生活しよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動しよう	
道徳	規則を守る	命の尊重	思いやり・親切	活動努力	規則遵守	
生活	道具の正しい使い方・校内探検・廊下の歩き方、安全な校内での過ごし方	地域巡り、野外観察の交通安全・活動に使用する用具等の安全な使い方	通学路の様子、安全を守っている人々の働き	虫探し・お店探検時の交通安全	はさみの使い方	
社会	我が国の国土と自然環境(5)	地域の安全を守る働き(消防署や警察署)(3)	自然災害と人々を守る行政の働き(4)	地域に起こる自然災害と日頃の備え(4)	国土の保全と国民生活(自然条件と災害の種類や発生の位置や時期)(5)	
理科	天気の変化・ガスバーナーの使い方など正しい加熱・燃焼や気体の発生実験	カバーガラス、スライドガラス、フラスコなどガラス実験器具の使い方	雨水の行方と地面の様子・実験・観察器具の正しい使い方	夜間観察の安全	天気の変化と災害	
図工	ハサミ・カッター・ナイフ・糸のこぎり	金づち・釘抜き・彫刻刀	ペンチ等の用具、針・竹ひご・糊木			
家庭	針、はさみの使い方・用具の個数確認	アイロン等の熱源用具の安全な取扱い	食品の取扱い方	包丁の使い方・調理台の整理整頓	実習時の安全な服装	
体育	固定施設の使用方・運動する場の安全確認	集団演技、行動時の安全	水泳前の健康観察・水泳時の安全	鉄棒運動の安全		
総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」(3年)「交通安全ポスターづくり」(4年)					
学級活動	低学年	通学路の確認 ○安全な登下校 ○安全な給食場所 ○子供10番の家の場所	休み時間の約束 ○防犯避難訓練への参加の仕方 ○遠足時の安全 ○運動時の約束	雨天時の約束 ○プールの約束 ○講義から身を守る	夏休みの約束 ○自転車乗車時の約束 ○落着きの約束	校庭や屋上の使い方 ○きまり ○運動時の約束
	中学年	通学路の確認 ○安全な登下校 ○安全な清掃活動 ○誘拐の起こる場所	休み時間の安全 ○防犯避難訓練への積極的な参加 ○遠足時の安全 ○運動時の約束 ○防犯教室(3年生)	雨天時の安全な過ごし方 ○安全なプールの利用の仕方 ○防犯にかかわる人々	夏休みの安全な過ごし方 ○自転車乗車時のきまり ○落着きの約束	校庭や屋上の使い方 ○きまり ○運動時の安全な服装
	高学年	通学路の確認 ○安全な登下校 ○安全委員会活動 ○交通安全から身を守る ○身の回りの犯罪	休み時間の事故とけが ○防犯避難訓練の意義 ○交通安全利用時の安全	雨天時の事故とけが ○緊急時と着衣泳 ○自分自身で身を守る ○防犯教室(4、5、6年生)	夏休みの事故と防止策 ○自転車の点検と整備の仕方 ○落着きの約束	校庭や屋上で起こる事故の防止策 ○運動時の事故とけが
児童会活動等	新1年生を迎える会 見学会 クラブ活動、委員会 活動開始			児童集会 地域児童会集会		
主な学校行事等	入学式 健康診断 交通安全運動	運動会・遠足 避難訓練(不審者)	自然教室 集団下校訓練(大雨等) プール開き	児童集会 交通安全運動 総合防災訓練(地震→引渡し)		
安全管理	対人管理	安全な通学の仕方 固定施設用具の安全な使い方	安全なきまりの認定 電車・バスの安全な待ち方及び乗降の仕方	プールの安全なきまりの確認	自転車乗車時のきまり、点検・整備 校舎内での安全な過ごし方	校庭や屋上での安全な過ごし方
	対物管理	通学路の安全確認 避難経路の確認 安全点検計画	諸設備の点検及び整備	学校環境の安全点検及び整備	夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	校庭や屋上など校舎外の整備
研修	学校安全に関する組織活動(保護者、地域、関係機関等との連携)	登下校時、春の交通安全運動期間の街頭指導(保護者等との連携)	校外における児童の安全行動把握、情報交換	地域ぐるみの学校安全推進委員会 学区危険箇所点検	地域パトロール意見交換会	登下校時、秋の交通安全運動期間の街頭指導(保護者等との連携)
		通学路の状況と安全上の課題 防犯に関する研修(緊急時の校内連絡体制マニュアルの点検)	熱中症予防と発生時の対応 安全教育に係るカリキュラム・マネジメントの考え方	応急手当(止血等、心肺蘇生とAEDを含む)研修(PTAと連携)	道具等の安全点検方法等	防災に関する研修(訓練時)

組織活動に関する事項

- ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
- ・安全教育、応急手当、防犯・防災等に関する危機管理マニュアル等に関する校内研修事項

安全管理に関する事項

(1) 生活安全

・施設・設備、器具・用具等の安全点検
・各教科等、部活動、休み時間その他における学校生活の安全のきまり・約束等の設定、安全を確保するための方法等に関する事項

・生活安全に関する意識や行動、事件・事故の発生状況等の調査

・校内及び地域における誘拐や傷害などの犯罪被害防止対策及び緊急通報等の体制に関する事項

・その他必要な事項

(2) 交通安全

・自転車、二輪車、自動車(定時制高校の場合)の使用に関するきまりの設定

・交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査

・その他必要な事項

(3) 災害安全

・防災のための組織づくり、連絡方法の設定

・避難場所、避難経路の設定と点検・確保
・防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定

・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査

・その他必要な事項

※災害安全では、自然災害以外の火災や原子力災害なども取り上げること。

※危機管理マニュアルの整備に関する事項については、不審者の侵入事件や防災をはじめ各学校の実情に応じて取り上げること。

(4) 通学の安全

・通学路の設定と安全点検

・通学に関する安全のきまり・約束等の設定

※交通安全の観点や、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点、災害発生時の災害安全の観点を考慮すること。

第3節 安全教育について



『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育

→ P.27 ~ 49 参照

安全教育の目標

安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるように、安全に関する資質・能力を次の通り育成することです。

【資料2】 発達の段階に応じた安全教育の目標

【目指すべき姿】

- 様々な自然災害や事件・事故等の危険性、安全で安心な社会づくりの意義を理解し、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。(知識・技能)
- 自らの安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。(思考力・判断力・表現力等)
- 安全に関する様々な課題に関心をもち、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしていたり、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。(学びに向かう力・人間性等)

高等学校の段階における安全教育の目標

安全で安心な社会づくりの意義や、地域の自然環境の特色と自然災害の種類、過去に生じた規模や頻度等、我が国の様々な安全上の課題を理解し、自他の安全状況を適切に評価し安全な生活を実現するために適切に意思決定し行動できるようにするとともに、地域社会の一員として自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。

安全で安心な社会づくりの意義や、地域及び我が国における様々な安全上の課題を理解し、自助・共助・公助の観点から、安全な生活を実現するために必要な知識や技能を身に付けていること。【知識・技能】

自他の安全の状況を適切に評価するとともに、必要な情報を収集し、安全な生活を実現するために何が必要かを考え、適切に意思決定し、行動するために必要な力を身に付けていること。【思考力・判断力・表現力等】

安全に関する様々な課題に関心をもち、地域社会の一員として、安全確保のために自らの責任ある行動や地域の安全活動への積極的な参加等、安全で安心な社会づくりに貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。【学びに向かう力・人間性等】

中学校の段階における安全教育の目標

地域の安全上の課題を踏まえ、交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や様々な地域の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さを理解し、日常生活における危険を予測し自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

交通事故や犯罪等の実情、災害発生のメカニズムの基礎や災害時の助け合いの大切さを理解し、自他の安全な生活を実現するために必要な知識や応急手当等の技能を身に付けていること。【知識・技能】

日常生活における危険を予測すると共に、必要な情報を収集し、自他の安全確保のために何が必要かを考え、適切に判断し、主体的に行動するために必要な力を身に付けていること。【思考力・判断力・表現力等】

安全に関する課題に関心をもち、自他の安全な生活を実現しようとしていたり、地域の安全に貢献しようとしていたりする態度を身に付けていること。【学びに向かう力・人間性等】

小学校の段階における安全教育の目標

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

安全に行動することの大切さや、日常生活における様々な危険の要因や事故の防止等について理解し、自ら安全に行動するために必要な知識や簡単な応急手当等の技能を身に付けていること。【知識・技能】

日常生活における安全の状況を評価し、必要な情報を収集し、安全の確保のために何が必要かを考え、判断し、行動するために必要な力を身に付けていること。【思考力・判断力・表現力等】

安全に関する課題に関心をもち、安全な生活を実現しようとしていたり、周りの人の安全にも配慮しようとしていたりする態度を身に付けていること。【学びに向かう力・人間性等】

幼稚園段階における安全教育の目標

日常生活の場面で、危険な場所、危険な遊び方などが分かり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるようにする。また、災害時などの行動の仕方については、教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態を発見したときには教職員や保護者など近くの大人に伝えることができるようにする。

身の回りの危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方などが分かり、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて行動できるような知識・技能を身に付けていること。

日常生活の場面において、危険な場所、危険な遊び方に気づき、危険を避けるようにしたり、近くの大人に知らせたりするなど、安全な行動のために必要な力を身に付けていること。

日常の生活や遊びを通して、友達と協力して安全に行動しようとしていたり、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付けていること。

特別支援学校及び特別支援学級

児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の程度等、さらに地域の実態等に応じて、安全に関する資質・能力を育成することを目指す。

安全教育の計画について

児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を設定し、教育課程を編成することが

大切です。目標や指導の重点について、【資料2】(前ページ)の発達の段階に応じた安全教育の目標を踏まえながら検討しましょう。

教育課程編成上の留意点

児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で、確実に育むことができるよう教育課程を編成し、学校安全計画に位置づけることが大切です。

学校教育活動全体を通じて、系統的・体系的な安全教育を実施することができるよう、次の点に留意し教育課程を編成し、「カリキュラム・マネジメント」の確立を通して推進しましょう。(【資料3】参照)

【留意点】

- ・地域の特性や児童生徒等の実態・発達の段階に応じて計画する
- ・児童生徒等に育成を図る安全に関する資質・能力を明確にする
- ・自助、共助、公助の視点を取り入れる
- ・各教科等の特質に踏まえ、1年間指導すべき内容を関連させながら整理する
- ・安全教育と安全管理の関連を図る【資料4】参照
- ・家庭や地域、関係機関・関係団体等と連携を図る
- ・校種間の連携を図る

【資料3】 「カリキュラム・マネジメント」について

各学校において、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価しその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとされています。(小学校学習指導要領(平成29年3月告示)、中学校・高等学校・特別支援学校も同様)

また、幼稚園においても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ教育課程を編成すること、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的または物的な体制を確保するとともに、その改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各幼稚園の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとされています。

(幼稚園教育要領(平成29年3月告示))

学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して作成した表が小学校・中学校の「学習指導要領解説」総則編の付録に掲載されています。また、幼稚園、高等学校、特別支援学校(幼稚部・小学部・中学部・高等部)については、「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)付録に、幼稚園教育要領及び特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について、育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載しています。



『生きる力』をはぐくむ
学校での安全教育

→ P.30 ~ 35 参照

【資料4】 「安全教育と安全管理が関連する内容例」

ア 安全点検結果に基づく安全管理の評価は、その学校の安全管理及び児童生徒等の安全行動の実態を表していることから、安全教育の重要な資料として具体的に活用できます。

イ 継続して行う安全管理の評価は、安全教育の成果を表しているという側面もあり、適切な安全教育が行われることが安全管理の成果をより一層高めていくこととなります。

ウ 日常の指導では、学校生活の安全管理として

把握した児童生徒等の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考え、進んで安全な行動が実践できる資質・能力を培うことができます。



『生きる力』をはぐくむ
学校での安全教育

→ P.36 ~ 37 参照

各教科等における指導

安全に関する指導については、体育科・保健体育科、技術・家庭科及び家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うことが大切です。特に事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科・保健体育科において計画的に実施する必要があります。また、他

の教科等においても、その特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する指導を行うことが大切です。

理科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科など、実験・実習や作業を伴う場面では、活動そのものを安全に行うための指導が必要です。児童生徒等自身に安全な行動の仕方を身に付けておくことが重要です。

特別活動における指導

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力をはぐくむことを目指す教育活動です。特別活動では、各教科等で育成した資質・能力を、

集団や自己の生活上の課題の解決に向けた実践の中で活用することにより、実生活で活用できるものにするのが大切です。例えば、「防災」に関しては、社会科や理科で学んだことを生かしながら、災害に対してどのように身を守ったらよいのか、実際に訓練しながら学ぶことも考えられます。

日常の学校生活における安全に関する指導

教科や特別活動等での安全に関する指導のほかにも、「朝の会」「帰りの会」「ショートホームルーム」「休み時間等」等の日常の学校生活における安全に関する指導も考えられます。日常の学校生活におけ

る指導は、1単位時間の指導内容や学校行事等の指導内容を補充、発展させる側面もありますので、教科や特別活動等と関連させて行うことが大切です。

効果的な安全教育

安全教育の効果を高めるためには、危険予測の演習、視聴覚教材やデジタル教材、タブレットの活用、地域や校内の安全マップづくり、学外の専門家による指導、避難訓練や応急手当のような実習、誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためにロールプレイン

グを導入するなど様々な手法を適宜取り入れることが大切です。そして、児童生徒等が安全上の課題について、自ら考え主体的な行動につながるような工夫が必要です。

安全教育の評価について

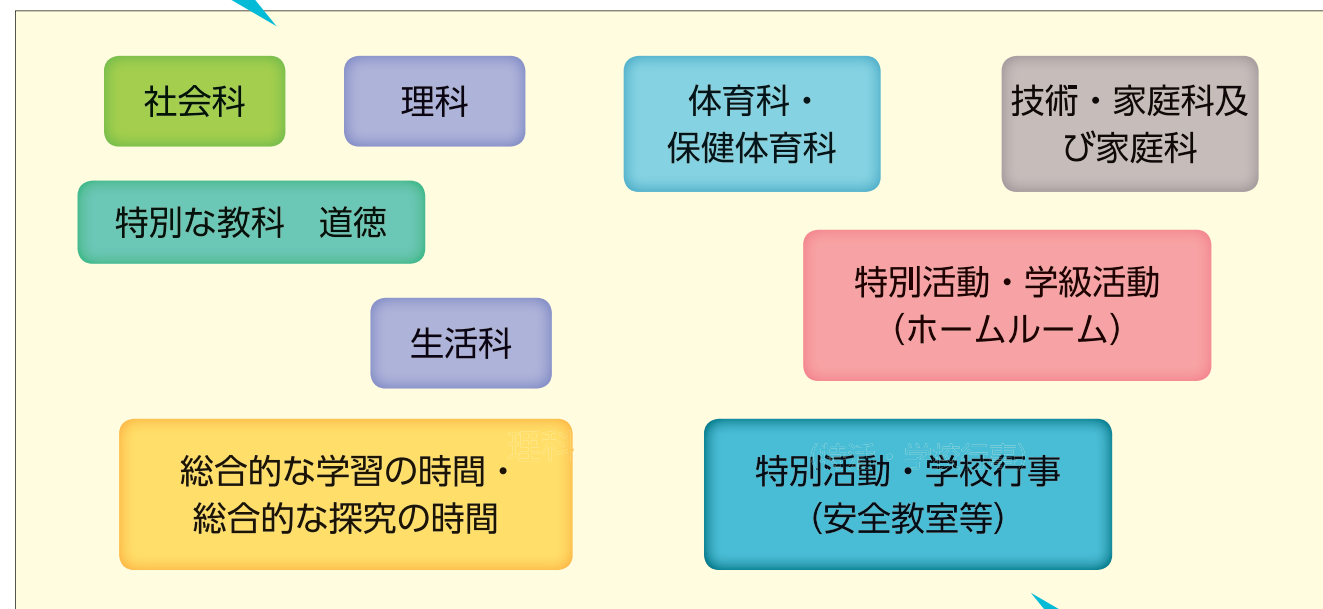
安全教育は、学習指導要領に基づき各教科等の学習活動への評価を行うと共に、安全教育全体を通じて、安全教育の目標がどの程度達成されたか、その状況を把握することが大切です。

また、「カリキュラム・マネジメント」の一環と

して、安全教育において児童生徒等の意識の変容などの教育課程の実施状況に関する各種データの把握・分析を通じて、安全教育に関する取組状況を把握・検証し、その結果を教育課程の改善につなげていくことも大切です。

【安全教育全体を通しての評価】

安全教育に関する学習活動全体を通して、安全教育の目標がどの程度達成されたかを評価する。



各教科等の学習活動については、学習指導要領の目標や内容を踏まえて評価する。

安全教育の評価の方法について

評価する方法としては、質問紙法、面接法、観察法などが用いられます。ポートフォリオや作文、レポート、作品、話し合いなど多様な活動を評価の対象とすることができます。また、児童生徒等だけで

なく、保護者や地域から得られた情報も貴重です。安全教育の評価項目として、次のような内容が考えられます。

〈生活安全・交通安全・災害安全それぞれについての評価項目例〉

- | | |
|--|--|
| (1) 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 | 主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 |
| (2) 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 | (4) 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。 |
| (3) 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自 | |

指導計画の見直しについて

安全教育の目標がどの程度達成されたかという評価を行うとともに、安全教育に関する指導計画につ

いても見直していく必要があります。その際には、次のような評価項目が考えられます。

〈指導計画を見直す際の評価項目例〉

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|
| (1) 全校的な指導体制が確立されているか、教職員間の連携が図れているか。 | (5) 指導の内容や方法に課題はないか。 |
| (2) 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。 | (6) 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 |
| (3) 安全管理との連携が図れているか。 | (7) 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。 |
| (4) 児童生徒等の実態、地域の特性を反映しているか。 | |